令和　８年１１月　６日

オープンカウンター方式参加希望者　殿

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
竹田　佳宏

見　積　依　頼　書

下記についてオープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。

記

１件名	令和８年度鳥取河川国道事務所外空気調和設備冬季点検
１履行又は納入期限	契約締結の翌日　から　令和　９年　３月３１日まで
１履行又は納入場所	鳥取河川国道事務所外２１箇所
１仕様書等	電子調達システム（GEPS）からダウンロードする。 https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ 電子メールでの交付を希望する場合は、仕様書等交付申請書を下記問い合わせ先に提出すること。
１仕様書交付期間	令和　８年１１月　　６日　から　令和　８年１１月１９日　まで
１質問書受領期限	令和　８年１１月　１２日　　１７時００分まで
１参加資格	(1)令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格を有するものであること。 　その他は中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領第3条（参加資格）のとおり。 https://www.cgr.mlit.go.jp/order/opencounter/index.html (2)以下に記載する参考見積書を提出していること。 (3)鳥取県内に本店、支店又は営業所を有していること
１参考見積書の提出場所	電子メール、持参又は郵送にて中国地方整備局鳥取河川国道事務所総務課に提出する。（任意様式） mail: tottorikeiri01@cgr.mlit.go.jp
１参考見積書提出期限	令和　８年１１月１７日　　１７時００分 必着
１見積書の提出場所	GEPSで提出する。GEPS以外の場合は、様式２を中国地方整備局鳥取河川国道事務所総務課に提出する。
１見積書提出期限	令和　８年１１月１９日　　１７時００分まで
１見積合わせ日時	令和　８年１１月２０日　　１１時００分
１見積方法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００ に相当する金額を見積書に記載すること。
１契約書作成の要否	200万円超は要（請書）、250万円超は要（契約書）
１契約保証金	免　　除
１支払条件	精算払
１問い合わせ先	〒680-0803　鳥取県鳥取市田園町４－４００ 中国地方整備局　鳥取河川国道事務所　総務課　契約係 電話：0857-22-8435（内線224）　FAX：0857-29-7341 mail: tottorikeiri01@cgr.mlit.go.jp
１その他	

(1)　持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便による見積は認める。

(2)　中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得を熟読のうえ見積を行うこと。
https://www.cgr.mlit.go.jp/order/keiyaku/mitumorikokoroe.html

様式１

仕　様　書　等　交　付　申　請　書

件　　名 令和８年度鳥取河川国道事務所外空気調和設備冬季点検

社　　名

受領者（役職・氏名）

電話番号

メールアドレス

注 １　仕様書等の交付を希望する者はこの様式に必要事項を記入の上、中国地方整備局鳥取河川国道事務所総務課に提出してください。

２　電話番号は確実に連絡の取れる番号を記入してください。

名刺提出可

様式２

契約希望金額の　１１０分の１００　に相当する金額を記載すること

見　　積　　書

一金　　円

件　　名 令和８年度鳥取河川国道事務所外空気調和設備冬季点検

「中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得」を承諾のうえ、見積りします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
くじ番号（任意の３桁の数字）

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
竹田　佳宏　殿

＊押印を省略する場合は、以下を記載すること。（連絡先は２以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者（会社名・部署名・氏名）　：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先１：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先２：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊押印を省略した場合は電子メールによる提出も可能とするが、省略しない場合は原本を提出すること。